

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（平成4年3月18日規則第17号）

最終改正:令和元年7月11日規則第22号

改正内容:令和元年7月11日規則第22号 [令和2年1月1日]

○川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則

平成4年3月18日規則第17号

改正

平成6年9月30日規則第55号
平成7年9月27日規則第68号
平成9年3月31日規則第46号
平成10年3月24日規則第15号
平成10年7月30日規則第52号
平成11年3月31日規則第38号
平成12年3月31日規則第17号
平成12年9月29日規則第108号
平成14年11月20日規則第94号
平成15年12月25日規則第133号
平成16年1月23日規則第1号
平成17年3月31日規則第28号
平成18年9月21日規則第99号
平成19年3月30日規則第39号
平成19年9月28日規則第82号
平成19年12月19日規則第101号
平成20年3月31日規則第41号
平成20年11月28日規則第116号
平成21年12月28日規則第96号
平成22年7月30日規則第73号
平成24年7月6日規則第67号
平成24年12月28日規則第90号
平成26年2月26日規則第6号
平成28年2月29日規則第4号
平成28年3月31日規則第12号
平成28年7月29日規則第65号
平成29年7月14日規則第52号
平成29年12月28日規則第85号
令和元年7月11日規則第22号

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年川崎市条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（障害の状態及び市長が特別の理由があると認める者）

第2条 条例第2条第1項に規定する「障害の状態」とは、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態とする。

2 条例第2条第1項に規定する「市長が特別の理由があると認める者」とは、20歳未満で次の各号に掲げるいずれかの学校に在学している者をいう。

- （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）又は中等教育学校の後期課程
 - （2）学校教育法第1条に規定する高等専門学校（第4学年以上の者を除く。）
 - （3）学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部
 - （4）学校教育法第125条に規定する専修学校の高等課程
 - （5）学校教育法第134条に規定する各種学校のうち外国人学校の高等課程
- （児童の状態）

第3条 条例第2条第2項に規定する「児童の状態」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- （1）児童を監護しない父又は母と生計を同じくしているとき（父又は母が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。）。
 - （2）父又は母の配偶者に養育されているとき（配偶者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。）。
- （父又は母の障害の状態）

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する「障害の状態」とは、政令別表第2に定める程度の障害の状態とする。

（準ずる状態にある児童）

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する「児童」とは、次の各号のいずれかに該当する児童をいう。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(父にあっては母の、母にあっては父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうかが明らかでない児童
(保険各法)

第6条 条例第3条第1項に規定する「保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
(所得の額)

第7条 条例第4条第1項第1号に規定する額については、同号に規定する扶養親族等及び児童がないときは2,360,000円とし、同号に規定する扶養親族等又は児童があるときは2,360,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円(当該扶養親族等が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。))又は老人扶養親族であるときは当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))であるときは当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族1人につき530,000円)を加算した額とする。

2 条例第4条第1項第2号に規定する額については、医療費の助成を受ける年の1月1日における政令第2条の4第8項の規定による額とする。
(所得の範囲及びその額の計算方法)

第8条 条例第4条第3項に規定する前々年の所得の範囲及びその額の計算方法については、医療費の助成を受ける年の1月1日の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の児童扶養手当の支給の制限における所得の範囲及びその額の計算方法の例による。ただし、政令第3条第1項ただし書に規定する金品その他の経済的な利益に係る所得は、所得の範囲及びその額の計算方法における所得に含まないものとする。

(所得の制限の特例)

第9条 条例第4条第2項に規定する所得の制限の特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前々年における当該損害を受けた者の所得に関しては、条例第4条第1項及び第3項の規定は適用しない。

(医療証の交付申請)

第10条 条例第5条の規定による申請は、医療証交付申請書・現況届(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者、保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者及びその被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者であることを証する書類(以下「健康保険証」という。)
- (2) 申立書(第2号様式)
- (3) 戸籍の謄本
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) ひとり親等、扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者(以下「児童扶養手当受給者」という。)が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第6号までの書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証(第3号様式)を交付し、同条に規定する対象者でないと決定したときは、医療証不交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

(医療証の有効期限)

第11条 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとし、1月1日に更新する。

(医療証の再交付等)

第12条 医療証の交付を受けた者は、医療証を亡失し、又は著しく損傷したときは、医療証再交付申請書(第5号様式)により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を著しく損傷したときの前項の申請には、同項の申請書にその医療証を添えなければならない。

3 医療証の交付を受けた者は、医療証の再交付を受けた後において亡失した医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(助成の方法の特例)

第13条 条例第7条第2項に規定する「特別の理由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 国民健康保険法により対象者に係る保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費又は特別療養費が支給されたとき。
- (2) 保険各法により対象者に係る保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費が支給されたとき。
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により対象者に係る保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費又は特別療養費が支給されたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別に必要があると認めたとき。

2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、医療費助成申請書(第6号様式)により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請には、第1項第1号から第3号までに規定する医療に関する給付を証する書類又は支払った費用に係る領収書を添付しなければならない。

(届出等)

第14条 条例第9条第1項第1号に規定する「第3条第1項の規定に該当しなくなったとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 本市の区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 国民健康保険法による被保険者、保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者及びその被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者でなくなったとき。

(3) 条例第2条第2項に規定するひとり親家庭でなくなったとき。

(4) 条例第2条第3項に規定する養育者が、同項各号に規定する児童を監護しなくなったとき。

(5) 条例第3条第2項各号の規定のいずれかに該当したとき。

2 条例第9条第1項第2号に規定する「規則で定める事項」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 条例第6条に規定する医療に関する給付を行う保険者等

(2) 前号に規定する医療に関する給付の内容

(3) 健康保険証の記号番号

(4) その他医療証の記載事項

3 条例第9条第1項に規定する届出は、変更(消滅)届(第7号様式)に医療証を添えて行わなければならない。

4 条例第9条第2項に規定する届出は、医療証交付申請書・現況届に申立書及びひとり親等、扶養義務者等の前年の所得を証する書類を添えて、毎年11月1日から11月30日までの間に行わなければならない。ただし、当該年において、児童扶養手当受給者又は児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第12条の3に規定する全部支給停止者が同規則第4条に規定する児童扶養手当現況届を提出したとき(児童扶養手当法第15条の規定により児童扶養手当の支払を一時差しとめられているときを除く。)は、この限りでない。

5 前項に規定する届出があった場合においては、第10条第3項の規定を準用する。

(受給資格消滅の通知)

第15条 市長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めたときは、受給資格消滅通知書(第8号様式)により、当該対象者に通知する。

(添付書類の省略)

第16条 市長は、この規則に規定する申請書又は届出書の添付書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができる場合には、当該書類の添付の省略を認めることができる。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年9月30日規則第55号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。(以下略)

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により作成した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成7年9月27日規則第68号)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により作成した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成9年3月31日規則第46号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成10年3月24日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則及び第3条の規定による改正前の川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成10年7月30日規則第52号)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成11年3月31日規則第38号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成12年9月29日規則第108号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第3条中川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則第4条第2号の改正規定及び第4条中川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第7条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成14年11月20日規則第94号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成15年12月25日規則第133号）

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成16年1月23日規則第1号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成18年9月21日規則第99号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に交付された改正前の規則（以下「旧規則」という。）第3号様式の規定による医療証は、その医療証に記載された有効期間が満了するまでの間、新規則第3号様式の規定による医療証とみなす。

- 4 旧規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成19年3月30日規則第39号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付された第1条の規定による改正前の川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第3号様式の規定による医療証は、その医療証に記載された有効期間が満了するまでの間、同条の規定による改正後の川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第3号様式の規定による医療証とみなす。

- 4 第1条の規定による改正前の川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則及び第2条の規定による改正前の川崎市小児医療費助成条例施行規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成19年9月28日規則第82号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成19年12月19日規則第101号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第41号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月28日規則第116号)

(施行期日)

- この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成21年12月28日規則第96号)

(施行期日)

- この規則は、平成22年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成22年7月30日規則第73号)

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第67号抄)

(施行期日)

- この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成24年12月28日規則第90号)

(施行期日)

- この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成26年2月26日規則第6号)

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成28年2月29日規則第4号抄)

(施行期日)

- この規則は、平成28年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 施行日前に交付された第2条の規定による改正前の川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第3号様式の規定による医療証は、その医療証に記載された有効期間が満了するまでの間、同条の規定による改正後の川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第3号様式の規定による医療証とみなす。

- 第1条の規定による改正前の川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例施行規則、第2条の規定による改正前の川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第3条の規定による改正前の川崎市小児医療費助成条例施行規則及び第4条の規定による改正前の川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成28年3月31日規則第12号)

(施行期日)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成28年7月29日規則第65号)

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則(平成29年7月14日規則第52号)

(施行期日)

- この規則は、平成29年7月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成29年12月28日規則第85号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(令和元年7月11日規則第22号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（親） ひとり親家庭等医療証交付申請書・現況届

（宛先）川崎市長

次のとおり、ひとり親家庭等医療費助成に係る（申請書・現況届）を提出します。
なお、医療費助成を受けるに当たり必要な限度で、所得状況その他助成に関する事項の調査について市長に委任します。

申請年月日

年

月

日

1	住所	川崎市	区
	フリガナ氏名	印	電話（ ）

2	フリガナ氏名	続柄	性別	生年月日	同居 別居	認定	保険	資格取得年月日 受給者番号
			申請者本人			男 女		
	個人番号							
			男 女	・ ・	同居 別居	対象 非対象	ア イ	・ ・
						個人番号		
			男 女	・ ・	同居 別居	対象 非対象	ア イ	・ ・
						個人番号		
			男 女	・ ・	同居 別居	対象 非対象	ア イ	・ ・
						個人番号		
			男 女	・ ・	同居 別居	対象 非対象	ア イ	・ ・
						個人番号		
			男 女	・ ・	同居 別居	対象 非対象	ア イ	・ ・
個人番号								
		男 女	・ ・	同居 別居	対象 非対象	ア イ	・ ・	
					個人番号			

3	☐ 国保 ☐ 組合 ☐ 協会 ☐ 県外国保 ☐ その他	被保険者等の氏名	健康保険証		保 険 者		
			記号	番号	名 称	番 号	
		ア					
		イ					

4 身体障害者手帳・療育手帳の所持者				5 ひとり親家庭等となった理由	
氏名	障害名	手帳番号等	等級程度	☐ 死亡 ☐ 婚姻の解消 ☐ 遺棄 ☐ 障害 ☐ 生死不明 ☐ 拘禁 ☐ 未婚の母 ☐ 父母の死亡 ☐ DV ☐ その他	

6 19歳 で高校等 在学中	氏名	学 校 名	学 年	申請者の前年の1月1日現在の住所
				☐ 市内 ☐ 市外 ☐ 国外

確認書類	☐ 健康保険証 ☐ 児童扶養手当証書（番号書） ☐ 戸籍謄本 ☐ 住民票 ☐ 所得証明書 ☐ 申立
------	--

児童扶養手当関係書類連絡票

年 月 日 本申請者から児童扶養手当認定請求書を受け付けました。

（申請理由） ☐新規申請 ☐生保廃止 ☐出生
☐（市外・市内）転入（ 年 月 日） 福祉事務所
☐その他（ ） 担 当 者 印

② ひとり親家庭等申立書

死 亡 し た 父又は母の氏名	
死 亡 年 月 日	年 月 日
その他参考事項	

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)川崎市長

(申請者)住 所 区

氏 名 印

注 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。

㊤ ひとり親家庭等申立書

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した父又は母の氏名	
事実婚解消年月日	年 月 日
その他参考事項	

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)川崎市長

(申請者)住 所 _____ 区 _____

氏 名 _____ 印 _____

注 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。

② ひとり親家庭等申立書

障害の状態にある 児童の父又は母の氏名	
添 付 書 類	診断書
就 労 状 況	1 就労している。 2 就労していない。 3 現在休職中
日 常 生 活 状 況	1 介護状況(常時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況(手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況	通院 月平均 回 過去1年間の入院歴 回 延べ 日間

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)川崎市長

(申請者)住 所 区

氏 名 印

注 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。

⑧ ひとり親家庭等申立書

生死が明らかでない 父 又 は 母 の 氏 名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
そ の 他 参 考 事 項	

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)川崎市長

(申請者)住 所 区

氏 名 印

注 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。

② ひとり親家庭等申立書

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童との関係	1 実父(母) 2 義父(母)
遺棄の区分	1 父親が家出 2 母親が家出
遺棄の原因	1 酒乱・暴力 2 異性関係 3 犯罪行為 4 借金 5 不明・その他
子供の安否を気遣う電話・手紙等の連絡又は仕送りの有無	1 無 2 有
その他参考事項	

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)川崎市長

(申請者)住 所 区

氏 名 印

注 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。

⑧ ひとり親家庭等申立書

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による保護命令を受けた父又は母の氏名	
保護命令を申し立てた者の氏名	
保護命令を申し立てた者の保護命令決定書上の住所	
保護命令を受けた父又は母と児童との関係	1 実父（母） 2 義父（母）
保護命令発令年月日	年 月 日
保護命令確定年月日	年 月 日
保護命令の決定に係る裁判所	地方裁判所 支部
添付書類	1 保護命令決定書の謄本 2 確定証明書
その他参考事項	

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(申請者) 住 所 _____ 区 _____

氏 名 _____ 印 _____

注 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。

⑧ ひとり親家庭等申立書

拘禁されている 父又は母の氏名	
拘禁期間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添付書類	拘禁証明書
その他参考事項	

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)川崎市長

(申請者)住 所 _____ 区 _____

氏 名 _____ 印 _____

注 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。

⑧ ひとり親家庭等申立書

児 童 の 父 の 状 況	1 死 亡 (年 月 日死亡) 2 その他(具体的に)
児 童 の 母 の 状 況	1 死 亡 (年 月 日死亡) 2 その他(具体的に)
そ の 他 参 考 事 項	

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)川崎市長

(申請者)住 所 区

氏 名 印

注 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。

第3号様式
(第1面)

⑥ 福 祉 医 療 証	
住 所	
氏 名	
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
次の受給者は、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例により医療費の一部を川崎市が助成する者であることを証明します。 川 崎 市 長 印	
交 付 年 月 日	年 月 日

受 給 者 番 号 ・ 氏 名						備 考		
負 担 者 番 号	8	5	1	4	5	0	0	1
受 給 者 番 号								
負 担 者 番 号	8	5	1	4	5	0	0	1
受 給 者 番 号								
負 担 者 番 号	8	5	1	4	5	0	0	1
受 給 者 番 号								

(第3面の表)

受 給 者 番 号 ・ 氏 名						備 考		
負 担 者 番 号	8	5	1	4	5	0	0	1
受 給 者 番 号								
負 担 者 番 号	8	5	1	4	5	0	0	1
受 給 者 番 号								
負 担 者 番 号	8	5	1	4	5	0	0	1
受 給 者 番 号								

注 意 事 項

- 1 この証は、保険の自己負担分を支払わないで受診できる証ですから、大切にしてください。
- 2 この制度による助成を受けるときは、必ずこの証と健康保険証と一緒に病院等の窓口
に提示してください。
- 3 他の公費医療の受給者証等をお持ちの場合は、その公費医療の受給者証等を必ずこの
証と一緒に病院等の窓口に表示してください。
- 4 この証は、次の場合には使用できません。
 - (1) 神奈川県外の病院等で受診したとき。
 - (2) この制度を取り扱わない病院等で受診したとき。
- 5 4の場合には、医療費の自己負担分を病院等で支払い、その後、領収書、預金通帳及び
この証を持参して、次の窓口で医療費の助成を申請してください。
- 6 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は、自己負担です。
- 7 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を次の窓口
に返してください。
- 8 氏名、住所、健康保険等に変更があったときは、次の窓口でこの証を添えて届け出
てください。
- 9 この証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、次の窓口で医療証の再交付を申請
してください。
- 10 偽りその他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全額又は一部を返還
しなければならないことがあります。

窓 口

問合せ先

第 号
年 月 日

様

川崎市長 印

ひとり親家庭等医療証不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました医療証の交付について審査しましたが、
次の理由でひとり親家庭等医療費助成事業の対象となりませんので通知します。

理 由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

親

ひとり親家庭等医療証再交付申請書

年 月 日

(宛先)川崎市長

住 所 区 _____
申請者 氏 名 _____

次の理由により、ひとり親家庭等医療費助成に係る医療証の再交付を申請します。

申請理由	1 紛失	2 破損	3 汚損
	4 その他()		

(宛先)川崎市長

① ひとり親家庭等医療費助成申請書

住所 川崎市 _____ 区 _____

電話(_____) _____

申請者 _____

氏名 _____

次のとおり、ひとり親家庭等医療費助成に係る医療費の助成を申請します。

受給者氏名		受給者番号	
住 所	川崎市 _____ 区 _____		
振込先金融機関	銀 行 _____ 本 店 _____ 信用金庫 _____ 支 店 _____ 農 協 _____		
口 座 番 号	普通 _____ 当座 _____	フリガナ _____ 口座名義人 _____	

診 療 年 月 日	診 療 を 受 け た 病 院 等 の 名 称	区 分	医 療 費 支 給 申 請 額
年 月 日		1 2 3 4 5 6 7 8	円
年 月 日		1 2 3 4 5 6 7 8	円
年 月 日		1 2 3 4 5 6 7 8	円
年 月 日		1 2 3 4 5 6 7 8	円
年 月 日		1 2 3 4 5 6 7 8	円
年 月 日		1 2 3 4 5 6 7 8	円
年 月 日		1 2 3 4 5 6 7 8	円
年 月 日		1 2 3 4 5 6 7 8	円
年 月 日		1 2 3 4 5 6 7 8	円
年 月 日		1 2 3 4 5 6 7 8	円

区分 1：医科外来 2：医科入院 3：歯科 4：調剤 5：柔道整復
6：はり・きゅう・マッサージ 7：訪問看護 8：その他
領収書(写しも可)、健康保険の療養費支給決定通知書等を添付してください。

㊦ ひとり親家庭等変更(消滅)届

氏名に変更 があった場合	新氏名
	旧氏名
	新氏名
	旧氏名

住所に変更 があった場合	旧住所	区	町	丁目	番	号
	番地					

保険に 変更が あった 場合	保 険 の 種 類	1 国民健康保険	2 健康保険組合	3 その他
	被 保 険 者 氏 名			
	保 険 証 記 号 番 号			
	保 険 者 名			
	保 険 者 番 号			
	附加給付の有無	1 有	2 無	

対 象 者 が 減った場合	氏 名		理 由	1 転出	2 死亡
				3 その他	

消 滅 の 場 合	1 転 出(転出先	)
	2 ひとり親家庭等でなくなった	3 生活保護受給
	3 その他(具体的理由	)

変更又は消滅の年月日	年	月	日
------------	---	---	---

以上のとおり、ひとり親家庭等医療費助成に係る
届け出ます。

☐申請事項が変更
☐受給資格が消滅 しましたので

年 月 日

(宛先)川崎市長

(新)住 所 区
電 話()
氏 名

年 月 日

㊦ ひとり親家庭等受給資格消滅通知書

_____様

川崎市長

印

次のとおり、ひとり親家庭等医療費助成に係る受給資格が消滅しましたので、通知します。

1 氏 名

2 消滅した年月日

年 月 日

3 消滅した理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。